

令和2年2月定例会 企画財政委員会（急施議案）の概要

日時 令和2年2月26日（水） 開会 午後 3時10分  
閉会 午後 3時17分

場所 第1委員会室

出席委員 横川雅也委員長

美田宗亮副委員長

渡辺大委員、須賀敬史委員、齊藤邦明委員、田村琢実委員、長峰宏芳委員、  
金野桃子委員、松坂喜浩委員、水村篤弘委員、西山淳次委員、秋山文和委員

欠席委員 なし

説明者 石川英寛企画財政部長、堀光敦史政策・財務局長、石井貴司地域経営局長、  
山口均参与、廣川達郎参事兼財政課長、犬飼典久企画総務課長

上木雄二会計管理者、島田繁出納総務課長

飯塚寛監査事務局長、渡邊哲監査事務局副事務局長兼監査第一課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第51号	令和元年度埼玉県一般会計補正予算（第6号）	原案可決

**【付託議案に対する質疑】**

**渡辺委員**

今回の補正予算額の約7割に当たる約103億円を県債発行することとしているが、県債残高への影響はいかがか。

**参事兼財政課長**

県債については、財政規律に配慮しながら、緊急性・必要性の高い事業に重点化した上で活用している。今回の約103億円の県債は、後年度の元利償還金が全額交付税措置の対象となっており、実質的な県負担はゼロである。新たに、この103億円の県債を発行することで、令和元年度末の県債残高は対前年度末比で増加に転じ、19億円増の3兆8,235億円となる見込みである。しかしながら、いわゆる県で発行をコントロールすることのできる県債残高については、1兆9,342億円となり、引き続き、対前年度末比で250億円の減少となる見込みである。

**田村委員**

全額交付税で措置されるとのことだが、交付税措置を受けるために、改めて県債を発行する必要はあるのか。

**参事兼財政課長**

交付税措置を受けるために新たに県債を発行するなどの手続が発生することはない。国に県の状況を報告することで、交付税に算入されて措置される。